

令和4年10月1日

横須賀市ケアマネジメントに関する基本方針

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課

1. 策定の趣旨

介護支援専門員は、介護保険法（以下「法」という。）並びに関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と利用者への深い理解により、自立支援・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

ケアマネジメントは介護保険制度の根幹であり、そのあり方を保険者と介護支援専門員とで共有するとともに、ケアマネジメント能力およびケアプランの質を向上させることで、よりよい介護保険制度の運営を図ることができると考え、次のとおり基本方針を定めることといたしました。

居宅介護支援事業所におかれましては、本基本方針の内容を踏まえたケアマネジメントの実施をお願い致します。

2. 居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針について

本市では、法第81条第2項に基づき定めた横須賀市「指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年3月29日条例第32号）第3条に規定する「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号第1条の2）に基づき、居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針を次のとおりとします。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

- (4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- (5) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

3. ケアマネジメントの質の向上について

(1) 課題整理総括表・評価表の活用

より適切なアセスメント（課題把握）、モニタリング、評価を行うため、「課題整理総括表・評価表の活用の手引き」を参考に課題整理総括表および評価表の積極的な活用をすること。

ア. 課題整理総括表

利用者の状態等を把握し、情報の整理・分析を通じて課題を導き出した過程について多職種協働の場面等で説明する際に適切な情報共有に資することを目的とするものです。

イ. 評価表

ケアプランに位置付けたサービスについて、短期目標に対する達成度合いを評価することで、より効果的なケアプランの見直しに資することを目的とするものです。

(2) 特定事業所加算の取得

特定事業所加算は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するものです。地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資するため、積極的に取得して下さい。

4. ケアプラン点検について

(1) ケアプラン点検の目的

本市では、地域支援事業の任意事業における介護給付適正化事業として居宅介護支援事業者を対象としたケアプラン点検を実施しています。ケアプラン点検は、「ケアプラン点検支援マニュアル」（平成20年7月18日厚生労働省発出）に沿って行います。

基本的には適正回数の変更やケアプランに対して改善命令を行うものではなく、ケアマネ

ジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか検証確認し、次回のケアプラン作成に生かせるよう助言を行うことで介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、個々の利用者が真に必要とするサービスが受けられることを目指します。またケアプラン点検を踏まえて得られた課題等を基に、本市の全居宅介護支援事業所を対象に集団検討会を開催し、介護支援専門員がグループワークなどで意見を交わしケアプラン作成能力の向上を目指します。

(2) ケアプランの自己点検

ケアプラン自己点検用に「ケアプラン点検評価項目シート」を作成しました。自己点検の際にご活用ください。

附則

この基本方針は、令和4年10月1日から施行する。